

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 香川県

策定：令和8年2月27日

1 目的

香川県は四国の北東部に位置し、南に連なる讃岐山脈と多数のため池が点在する讃岐平野が広がっている。気候は、温暖少雨の瀬戸内式気候であり、降水量が少ないことから、大小12,200あまりのため池が県内全域に作られており、特徴ある本県の農村風景を構成している。県土の面積は、国土面積の0.5%と全国で最も狭く、1経営体当たりの経営耕地面積は1.1haと、全国平均（3.1ha）の3分の1程度で農業経営規模は零細であるが、ため池や香川用水などにより農業用水を確保し、農地の効率的な利用や経営の複合化を図り、生産性の高い農業が営まれてきた。特に水稻の「おいでまい」、さぬきうどん用の小麦「さぬきの夢」、アスパラガスの「さぬきのめざめ」、いちごの「さぬき姫」、キウイフルーツの「さぬきゴールド」や「さぬきキウイっこ」など、本県オリジナルの高品質なブランド農産物の推進に取り組んでいる。

一方で、担い手の不足や高齢化、気候変動による異常気象の頻発化等が大きな課題となっている。

本県農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、将来にわたって本県農業の強みを生かした、儲かり、魅力ある農業の実現をはじめ、生産基盤の確保・保全、担い手に優良農地を集積するなど次世代の担い手を確保・育成するとともに、農業・農村に関わる全ての人々が活躍し、本県農業・農村を次世代に継承する必要がある。

こうした状況を踏まえ、労働生産性の高い農業への転換を図るため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。併せて、農業者がスマート農業技術を最大限活用できるよう、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系や簡易な基盤整備を推進する。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	本県の農業振興に関する計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める技術体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。
水稻、麦類、大豆	省力化技術の導入と経営・栽培技術の継承により、持続可能な米麦生産を実現する ○自動化農機等の活用とほ場の大区画化の推進等を図り、生産性の向上を図る。 ○作期の異なる品種の導入による作付面積バランスの変更を通じた、食味・収量測定機能搭載コンバイン等の稼

		<p>働面積を拡大させ、労働生産性の向上を図る。</p> <p>○栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有することによる適期作業時期の決定とそれを実施するための機械化体系への転換など、土地生産性や品質の向上を図る。</p> <p>○衛星画像やドローン、食味・収量測定機能搭載コンバイン等を導入するとともに、これらにより得られる各種データを共有・分析し、ほ場単位での生育診断等に基づく栽培管理の最適化を図る。</p>
野菜	露地品目	<p>栽培管理支援システムと省力化技術の導入により生産性向上を実現する</p> <p>○生育予測システムや病害虫等の発生予測システムを導入するとともに、これらにより得られる各種データを共有・分析し、追肥作業や防除作業等の栽培管理の最適化を図る。</p> <p>○自動化農機やドローンを導入するとともに、これらのスマート農機の利用効率を高めるため畝幅や栽培管理（植栽数、植栽品種や仕立て方等）の最適化を図る。</p>
	施設品目	<p>高度な環境制御技術と栽培管理支援システムにより生産性向上を実現する</p> <p>○複合環境制御装置を導入するとともに、これにより得られるモニタリングデータを共有・分析し、分析結果を活用して栽培管理の最適化を図る。</p> <p>○自動走行防除ロボットを導入するとともに、これらのスマート農機の利用効率を高めるため施設内の床面の整地や通路幅等の最適化を図る。</p>
果樹・オリーブ		<p>高度な環境制御と管理作業の省力化技術導入による高品質果実の安定生産を実現する。</p> <p>○自動追従システムやロボット草刈り機等を導入するとともに、これらのスマート農機の利用効率を高めるため園内道の整備や省力樹形等の導入を目的とした改植等により、栽培管理の最適化を図る。</p> <p>○複合環境制御や環境モニタリング装置を導入するとともに、これにより得られるモニタリングデータを共有・分析し、分析結果を活用するなどして栽培管理の最適化を図る。</p>
花き		<p>高度な環境制御技術と栽培管理支援システムにより生産性向上を実現する。</p> <p>○複合環境制御装置を導入するとともに、これにより得られるモニタリングデータを共有・分析し、分析結果を活用して栽培管理の最適化を図る。</p> <p>○出荷予測システムや生産管理システムを導入するとともに、これらにより得られる各種データを共有・分析し、機械の稼働率の最適化を図る。</p>
特用作物		<p>栽培管理支援システムと省力化技術の導入により生産性向上を実現する</p> <p>○生育予測システムや病害虫等の発生予測システムを導入するとともに、これらにより得られる各種データを共有・分析し、追肥作業や防除作業等の栽培管理の最適化を図る。</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 推進・指導方針

本事業の効果的な実施に向け、県（本庁（農業経営課、農業生産流通課、農政課）、農業改良普及センター等）、市町、地域農業再生協議会等が連携し、取組主体を推進・指導する。

(2) 産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画の審査方針

取組主体事業計画に係る審査は、地域農業再生協議会及び地域農業再生協議会の構成員である市町に属する補助事業に精通した者を中心に実施し、交付等要綱、実施要領、スマート農業技術活用促進法及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているかを審査する。

産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）に係る審査は、県本庁農業経営課が主体となって実施し、必要に応じて本庁農業生産流通課や事業実施地区を管轄する農業改良普及センターと連携することとする。

スマート技術高度利用計画に係る審査は、県本庁農業経営課を中心に実施し、実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて本庁農業生産流通課や事業実施地区を管轄する農業改良普及センターと連携することとする。

4 取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	○取組要件 国実施要領の別記1-2の要件及び本ビジョンの2の方針を満たす取組を事業対象とする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。

1 計画申請

(1) 事業費（産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画）

①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他必要な資料

(2) 推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））

①見積書、単価の根拠資料、②人件費及び賃金等の時間給又は日当の単価根拠、③旅費規程、④謝金規程、⑤委託契約書（案）、⑥その他必要な資料

2 実績報告、請求時

(1) 事業費（産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画）

①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑧環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑨機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が2年以上あることがわかる資料、⑩動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑪その他必要な資料

(2) 推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））

①業者選定関係書類、②発注書、契約書、旅費計算書等、③納品書（納品がある場合）、④請求書、⑤領収書（支払済みの場合）、⑥成果品（写真等）、⑦委託契約書、⑧その他必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

6 取組主体助成金の交付方法

1 計画申請

○産地スマート計画は、原則として地域農業再生協議会等が作成し、市町を経由して県へ申請する。ただし、県農業再生協議会等が作成した場合は、直接県へ申請する。

○スマート技術高度利用計画は、取組主体が作成し、直接県へ申請する。

2 実績報告、助成金の支払等

○産地スマート計画に係る助成金は、予算の範囲内で、県から市町経由して交付する。ただし、県農業再生協議会等が作成した産地スマート計画に係る助成金は、予算の範囲内で、県から交付する。

○スマート技術高度利用計画に係る助成金は、予算の範囲内で、県から交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

1 交付等要綱に基づいて適正に事業に取り組むこと。

2 取組主体（取組主体事業計画、スマート技術高度利用計画）

(1) 事業計画、実績報告、事業実施状況の報告及び事業の評価等を地域農業再生協議会等又は県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。

(2) 非課税業者であることは自ら証明すること。

(3) 契約にあたっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により実施すること。

(4) 事業要件を満たさないことが判明した場合、助成金の返納すること（補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納等）。

(5) 耐用年数期間中は、財産を適正に管理すること。

3 地域農業再生協議会等（産地スマート計画）

- (1) 事業計画、実績報告、事業実施状況の報告及び事業の評価等を県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。
- (2) 事業要件を満たさないことが判明した場合、助成金の返納を求めること（補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納等）。
- (3) 耐用年数期間中は、財産を適正に管理するよう取組主体を指導すること。

8 その他

- 事業実施に必要な手続及び事業実施等の報告については、原則市町を経由すること。ただし、産地の範囲が市町域を超える場合は、この限りではない。
- ビジョンは事業の実態等につき、必要な事項が発生した場合には随時見直すことができる。